

②

小田急浜野団地自治会みどりの協定書

(協定の目的)

第1条 この協定は、私達の庭のみどりを豊かにし、やがて小田急浜野団地がみどりに包まれ、鳥の舞う街となり、住まいの環境を快適なものとすることを目的とします。

(協定の呼び名)

第2条 この協定の呼び名を「小田急浜野団地自治会みどりの協定」(以下「協定」と言います。)とします。

(協定の区域)

第3条 協定の区域(以下「協定区域」と言います。)は、別紙図面の区域とします。

(協定のとり結び)

第4条 この協定は、協定区域内の土地所有者等〔都市緑地保全法(以下「法律」と言います。)第14条にきめてある土地の所有者等を言います。(以下「土地の所有者」と言います。)〕がお互いに全員の賛成により結びます。

(協定の効力)

第5条 この協定は、第1条の目的を達成するため法律できめてある認可を受けることとします。

(協定の変更と廃止)

第6条 協定の内容を変えようとするときは、土地の所有者全員の賛成によることとします。

2 協定を廃止しようとするときは、土地の所有者の過半数の賛成

によることとします。

(植える木などについて)

第7条 第1条の目的を達成するため、植える木などについて次のとおりきめます。

1. 植える木の種類と場所

植える木は、私達の庭のみどりを豊かにするばかりでなく付近の環境をよくするのに役立つことも必要なので、それに合った木を次から選び鳥を呼ぶためのエサ木・巣箱をつけるための木を庭などにおのおの1本以上植えることとします。巣箱を取り付ける木については、地上より5m以上育てることとします。

(1) 鳥のエサ木

○ 小さな実のなる木

クロガネモチ、ナナカマド、ピラカンサス、ウメモドキ、シャリンバイ、エゴノキ、マユミ、アオキ、ツゲ、グミなど

○ 果実を楽しむ木

カキ、モモ、ビワ、アズキ、ミカン(柑橘類)、サクラノボノキ、リンゴ、ナシ、ナツメ、クリなど

(2) 巣箱を取り付ける木

○ 花または葉を楽しむ木

ウメ、サトザクラ(八重)、ハナミズキ、サルスベリ、ザクロ、モクセイ・ツバキ、ネム、コブシなど

○ 家並をやわらげる木

シイノキ、ケヤキ、クヌギ、タイサンボク、ユズリハ、ゲッケイジュ、クロマツ、ヤマモモ、ヒマラヤスギ、マテバシイなど

2. 庭木の管理

植えた木を育てるために年1回以上の消毒することとします。

3. 巣箱の設置

鳥が寄ってくる環境をつくるため、巣箱を1個とりつけることとします。

(協定の期間)

第8条 協定の期間は、10年間とし、その期間が終わる前に土地の所有者の過半数が廃止についての申し出をしなかったときは、更に10年間延長するものとします。

(運営係の設置)

第9条 この協定についての仕事や事務を推進していくため、自治会役員の中に担当をきめ、年2回以上の話し合いを行うものとする。

2 役員の中から協定の代表1名と運営係を必要に応じて選ぶものとします。

(協定に違反したとき)

第10条 とりきめたことがらを積極的に実施しない人に協定の目的とする範囲内で実施してもらうための要望を行います。

2 前項の要望があったのち、3ヶ月を過ぎても要望のあったことを実施しないときは、自治会が別にきめる公平な措置に従ってもらうものとします。